

愛媛県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例新旧対照表

新	旧
<p>愛媛県心身障害者扶養共済制度条例 昭和45年7月16日 条例第19号</p> <p>(機構との契約)</p> <p>第2条 県は、この制度の円滑な運営を図るため、<u>独立行政法人福祉医療機構</u>(以下「機構」という。)と<u>独立行政法人福祉医療機構法</u>(平成14年法律第166号)第12条第3項の規定により定められた保険約款に基づく保険契約(以下「心身障害者扶養保険契約」という。)を締結するものとする。</p> <p>(加入資格)</p> <p>第4条 省略</p> <p>2 前項第2号及び第3号の規定は、<u>機構</u>と心身障害者扶養保険契約を締結している他の地方公共団体の実施する心身障害者扶養共済制度(以下「他の共済制度」という。)に加入している者が引き続きこの制度に加入しようとするときは、適用しない。</p>	<p>愛媛県心身障害者扶養共済制度条例 昭和45年7月16日 条例第19号</p> <p>(事業団との契約)</p> <p>第2条 県は、この制度の円滑な運営を図るため、<u>社会福祉・医療事業団</u>(以下「事業団」という。)と<u>社会福祉・医療事業団法</u>(昭和59年法律第75号)第21条第3項 _____ の規定により定められた保険約款に基づく保険契約(以下「心身障害者扶養保険契約」という。)を締結するものとする。</p> <p>(加入資格)</p> <p>第4条 省略</p> <p>2 前項第2号及び第3号の規定は、<u>事業団</u>と心身障害者扶養保険契約を締結している他の地方公共団体の実施する心身障害者扶養共済制度(以下「他の共済制度」という。)に加入している者が引き続きこの制度に加入しようとするときは、適用しない。</p>